



絶対ダメ！！飲酒運転



飲酒運転は、度重なる重大事故により、大きな社会問題となっています。

運転者はもちろん、業務中の場合は事業所への行政処分もあります。「**飲酒運転を絶対にしない、させない**」という強い意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう！



運転者への罰則



事故を起こさなくても違反だけで

飲酒運転で人身事故を起こすと

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
* 免許取消し(3年間は免許が取得できない！)

(道路交通法)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき 0.25mg以上	25点	免許取消し (交付期間2年)
呼気1リットルにつき 0.15mg以上0.25mg未満	13点	免許停止 (90日)

*上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと
 - 死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役
 - 負傷事故 → 15年以下の懲役
- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと
 - 死亡事故 → 15年以下の懲役
 - 負傷事故 → 12年以下の懲役

(自動車運転死傷行為処罰法)

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると
 - 7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響免罪」が適用され、12年以下の懲役となります。



事業者への行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合	初違反 100日車 再違反 200日車
★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。	
事業者が飲酒運転を下命・容認した場合	違反営業所に対して 14日間の事業停止
飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合	違反営業所に対して 7日間の事業停止
運転者が飲酒運転を行い、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合	違反営業所に対して 3日間の事業停止

※公益社団法人 全日本トラック協会資料より抜粋

1 県内の交通事故発生状況(6月25日現在)

区分	発生件数	死者数	負傷者数
本年	850	7	970
昨年	867	18	963

2 交通事故死者の年代別

年代	64歳以下	65歳以上	合計
死者数	2	5	7
構成率(%)	28.6	71.4	100

- 県警のホームページにも掲載しています。
- 毎月第二・第四水曜日(祝日、年末年始を除く)に新情報をメール配信しています。(申込方法は県警HP参照)
- 二次元コードからSD情報のHPに直接アクセスできます。→

